

## パートナー組織の会則・団体規約マニュアルの作成について

規約管理委員会

池谷 文雄

### 1 基本的な考え方

パートナー組織は、一般社団法人法政大学校友会（以下「校友会」という。）の直接的な構成員ではないため、校友会に連結される組織ではありませんが、校友会の代表議員を選出する重要な組織であります。2019年度から年度同期会員の所属変更による受入れを行い、2024年度からは5年間の移籍制限を廃止していることから、校友会のガバナンス上は益々重要な位置を占めています。そのため、今回、会則・団体規約マニュアルを見直し、改正・整備いたしました。

### 2 パートナー組織の「権利能力なき社団」としての要件整備

現行のパートナー組織は、一部法人化された団体を除き、大半が法人格のない団体です。そのため、上記「基本的な考え方」に則り、法的な団体性を認められる「権利能力なき社団」としての要件整備を進めていくことが必要と考えます。

「権利能力なき社団」としての要件を満たすためには、

- (1) 一定の要件（下記判例参照）を満たす会則・規約があること
- (2) 会則・規約のとおり、実際に運営されていること

が重要であり、要件を満たす会則・規約と実際の運営について、「会則・団体規約マニュアル」として記すこととします。

※ 既に規約を整備済のパートナー組織に対しては、内容を精査・検証いただく機会としていただきたい。

※ 権利能力なき社団とは

法人格のない団体のうち、ある種の団体については社団法人に準じた法的取扱いをすべきであると考えられており、判例や学説は、そのような団体を「権利能力なき社団」と呼んで、その他の団体と区別して法的に団体性を認めている。

判例によれば、ある団体が「権利能力なき社団」と言えるには、その団体が次の要件を満たしていることが必要である。すなわち、権利能力なき社団とは、「①団体としての組織をそなえ、②そこには多数決の原則が行なわれ、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、④しかしてその組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているもの」を指す（最判昭39.10.15）。

以上

## パートナー組織の会則・団体規約マニュアル

### 【目的】

一般社団法人法政大学校友会（以下「校友会」という。）のすべてのパートナー組織が、法的な団体性を認められる「権利能力なき社団」として運営されることを目的に団体規約マニュアルを定めます。

### 【組織の単位】

すべてのパートナー組織は、校友会の直接的な構成員ではないため、校友会に連結される組織ではない。そのため、各々パートナー組織が法的な団体性を認められる団体として存在することが必要となります。

### 【法令等の適用】

運営にあたっては、この規則に定めるもののほか、校友会諸規程及び現行法令等の規定によります。

### 【基本原則】

すべてのパートナー組織は、校友会のパートナー組織として独立性を確保し、各々の組織が法的な団体性を認められる「権利能力なき社団」として存在します。

また、この規則制定の趣旨と目的を尊重し、この規則を遵守しなければなりません。

### 【団体運営】

パートナー組織の最高意思決定機関である総会で選出された代表者及び業務執行をする役員並びに監事は、当該組織が「権利能力なき社団」としての要件が満たされるように、会則・規約に則り、代表者等の役員選出、総会の運営、財産の管理その他団体として主要な事項を適切に組織運営して行くことが求められています。

### 【団体規約の改廃】

マニュアルの改廃は、校友会の執行役員会が行う。

附則1. この団体規約マニュアルは平成29年10月1日より施行する。

附則2. この会則・団体規約マニュアルは令和7年11月18日より施行する。

## 会則・団体規約の一般的な構成（例）

### 第1章 総則

パートナー組織の名称・所在地、目的、事業（活動内容※）などを記載します。

※ 一般社団法人法政大学校友会（以下「校友会」という。）のパートナー組織であるという認識の下、校友会活動への参加、協力等についても記載してください。

### 第2章 会員

会員資格、入会方法（パートナー組織への届け出等）、入会金・会費、退会、除名、権利・義務等（個人情報保護等を含む。）を記載します。

### 第3章 役員等（組織）

役員構成、役員（※）の選出方法、職務権限や事務局など組織構成を記載します。

※ 必要に応じて校友会の代表議員の選出についても記載してください。

### 第4章 総会（最高意思決定機関）

総会（※）は、団体として適正に存在するために会員の意見が反映される仕組みであり、最高意思決定機関です。この総会で、パートナー組織の代表者、その組織の業務を執行する役員、会計監査・業務執行を監督する監事を選出します。これら総会での決議事項、決議方法、開催方法等に関する規定を明記します。

※ 会員人数が多いパートナー組織については、総代会等の対応も可能です。

### 第5章 役員会（会議）

最高意思決定機関である総会でその組織の業務を執行する役員として選任された役員会議の設置、職務権限、任期、その他運営方法の定めを明記します。

### 第6章 会計（資産および会計）

会計年度、会計方法、資産管理方法など記載します。

### 第7章 会則の変更（会則の変更および解散）

会則・規約の変更方法や団体の解散方法などは総会の決議に基づき行う旨を記載します。

### 第8章 附則

その他の付帯的な事項